

最高裁秘書第3494号

平成28年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成28年10月3日付け（同月5日受付、最高裁秘書第3158号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 平成25年9月5日付け変更契約書（片面で1枚）
- (2) 平成25年11月28日付け変更契約書（片面で1枚）
- (3) 平成25年12月20日付け変更契約書（片面で1枚）
- (4) 平成26年3月25日付け変更契約書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（社印の印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

045000

1461

変更契約書

工事名 大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事第4回設計変更

上記の工事に関し、発注者最高裁判所と受注者鹿島建設株式会社との間で締結した平成23年3月11日付け「大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事」契約、平成23年3月29日付け「同設計変更」契約、平成24年3月29日付け「同第2回設計変更」契約及び平成25年3月22日付け「同第3回設計変更」契約（以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更する。

なお、その他の条項については原契約のとおりとする。

記

- 1 工事内容を別冊設計書及び図面に基づいて施工するものとする。
- 2 請負代金を 金90,300,000円増額する。
(うち、消費税及び地方消費税額 金4,300,000円を含む)
請負代金総額 金2,662,800,000円
(うち、消費税及び地方消費税額 金126,800,000円を含む)
- 3 工期について 「平成25年9月30日まで」とあるのを
「平成26年3月31日まで」に変更する。
- 4 第20条に第2項として次の1項を加える。
2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。甲は、その工期の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 5 第48条第1項について、「平成25年度 597,996,000円」とあるのを
「平成25年度 688,296,000円」に変更する。

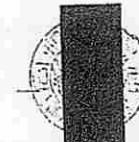
この契約の証としてこの契約書を2部作成し、契約当事者が記名押印の上、各自1部を保有する。

平成25年9月5日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正

受注者 東京都港区元赤坂一丁目3番1号
鹿島建設株式会社
代表取締役社長 中村満義

受注者代理人 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番22号
鹿島建設株式会社関西支店
専務執行役員支店長 押味至





変更契約書

工事名 大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事第5回設計変更

上記の工事に関し、発注者最高裁判所と受注者鹿島建設株式会社との間で締結した平成23年3月11日付け「大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事」契約、平成23年3月29日付け「同設計変更」契約、平成24年3月29日付け「同第2回設計変更」契約、平成25年3月22日付け「同第3回設計変更」契約及び同年9月5日付け「同第4回設計変更」契約（以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更する。

なお、その他の条項については原契約のとおりとする。

記

- 1 工事内容を別冊設計書及び図面に基づいて施工するものとする。
- 2 請負代金を 金29,925,000円増額する。
(うち、消費税及び地方消費税額 金1,425,000円を含む)
請負代金総額 金2,692,725,000円
(うち、消費税及び地方消費税額 金128,225,000円を含む)
- 3 第48条第1項について、「平成25年度 688,296,000円」とあるのを
「平成25年度 718,221,000円」に変更する。

この契約の証としてこの契約書を2部作成し、契約当事者が記名押印の上、各自1部を保有する。

平成25年11月28日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正

受注者 東京都港区元赤坂一丁目3番1号
鹿島建設株式会社
代表取締役社長 中村満義

受注者代理人 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番22号
鹿島建設株式会社関西支店
専務執行役員支店長 押味至



日本政府
001000
文書類
文書番号
M51461

変更契約書

工事名 大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事第6回設計変更

上記の工事に関し、発注者最高裁判所と受注者鹿島建設株式会社との間で締結した平成23年3月11日付け「大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事」契約、同年23年3月29日付け「同設計変更」契約、平成24年3月29日付け「同第2回設計変更」契約、平成25年3月22日付け「同第3回設計変更」契約、同年9月5日付け「同第4回設計変更」契約及び同年11月28日付け「同第5回設計変更」契約（以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更する。

なお、その他の条項については原契約のとおりとする。

記

- 1 工事内容を別冊設計書及び図面に基づいて施工するものとする。
- 2 請負代金を 金3,150,000円増額する。
(うち、消費税及び地方消費税額 金150,000円を含む)
請負代金総額 金2,695,875,000円
(うち、消費税及び地方消費税額 金128,375,000円を含む)
- 3 第48条第1項について、「平成25年度 718,221,000円」とあるのを
「平成25年度 721,371,000円」に変更する。

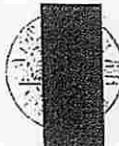
この契約の証としてこの契約書を2部作成し、契約当事者が記名押印の上、各自1部を保有する。

平成25年12月20日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

受注者 東京都港区元赤坂一丁目3番1号
鹿島建設株式会社
代表取締役社長 中村 満義

受注者代理人 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番22号
鹿島建設株式会社関西支店
専務執行役員支店長 押味至





変更契約書

工事名 大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事第7回設計変更

上記の工事に関し、発注者最高裁判所と受注者鹿島建設株式会社との間で締結した平成23年3月11日付け「大阪高地簡裁庁舎増築等建築工事」契約、同年3月29日付け「同設計変更」契約、平成24年3月29日付け「同第2回設計変更」契約、平成25年3月22日付け「同第3回設計変更」契約、同年9月5日付け「同第4回設計変更」契約、同年11月28日付け「同第5回設計変更」契約及び同年12月20日付け「同第6回設計変更」契約（以下「原契約」という。）について、下記のとおり変更する。

なお、その他の条項については原契約のとおりとする。

記

- 1 工事内容を別冊設計書及び図面に基づいて施工するものとする。
- 2 請負代金を 金31,500,000円増額する。
(うち、消費税及び地方消費税額 金1,500,000円を含む)
請負代金総額 金2,727,375,000円
(うち、消費税及び地方消費税額 金129,875,000円を含む)
- 3 第48条第1項について、「平成25年度 721,371,000円」とあるのを
「平成25年度 752,871,000円」に変更する。

この契約の証としてこの契約書を2部作成し、契約当事者が記名押印の上、各自1部を保有する。

平成26年3月25日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 垣 内



受注者 東京都港区元赤坂一丁目3番1号
鹿島建設株式会社
代表取締役社長 中村 满義

受注者代理人 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番22号
鹿島建設株式会社関西支店
専務執行役員支店長 押味至

